

7教総広第366号の2
令和7年12月26日

夜間定時制の存続を求める連絡会
東京都立川高等学校芙蓉会（定時制同窓会）
立川高校定時制の廃校に反対する会
小山台高校定時制の廃校に反対する会
大山高校・北豊島工科高校の定時制の存続を求める会
蕨前工科高等学校定時制を守る会
葛飾区内の夜間定時制の存続を求める会

} 様

東京都教育庁総務部広報統計課長
山岸武尊

「2025年10月23日の教育委員会定例会において、『請願』が報告・審議されなかったことについての公開質問」に対する回答について

貴会からの質問につきまして、別紙のとおり回答します。

別 紙

質問 1

私たちは教育行政に対する地域住民の意思表明として請願制度があり、教育委員会は保護者住民の声に耳を傾け、開かれた教育行政を進める必要があると考え、教育委員会に請願を出した。こうした請願に対する私たちの考え方について、教育委員会はどのように考えるか。

(回答)

都教育委員会に提出された請願については、迅速かつ慎重に検討し、その結果を請願者に通知することとしています。

(所管 総務部教育政策課・広報統計課)

質問 2

2016年2月12日の「都立高校改革推進計画・新実施計画」策定によって、雪谷、小山台、江北、立川の4校の夜間定時制の閉課程が決定され、同年10月13日の教育委員会定例会で雪谷の募集停止の予告がなされた。その教育委員会定例会では請願が報告・審議され、教育委員会の回答も示された。それ以降、毎年、定例会に請願が報告・審議されてきた。この事実を認めるか。

(回答)

平成28年10月13日の教育委員会定例会では、夜間定時制の閉課程に係る請願については「報告事項」として取り扱いました。

以降の教育委員会定例会においても同様です。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)

質問 3

10月23日の教育委員会定例会において請願が報告・審議されなかった。昨年度までの請願の扱いを変更した理由は何か。

(回答)

都教育委員会に提出される請願のうち、既に教育委員会で決定された基本方針等に

基づく事項等については、規則や要綱等に基づき、当該事項を所管する部署（決定権限を有する者）が適正に処理することとされています。

令和7年6月9日付けで受理した請願（以下「本件請願」といいます。）については、昨年10月に教育委員会において決定された基本方針である「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」に基づく事項等であるため、当該事項を所管する部署において決定し、本年7月31日付けで回答しました。

（所管 都立学校教育部高等学校教育課）

質問4

「東京都教育委員会請願処理規則」の第三条は「教育委員会は、請願を迅速かつ慎重に検討し、その結果を請願者に通知する」となっている。10月23日の教育委員会において、請願が報告・審議されなかったのは「規則」違反ではないか。

（回答）

質問3に対する回答のとおりです。

（所管 都立学校教育部高等学校教育課）

質問5

「東京都教育委員会請願取扱要項」の第四、一には「主管課は、事案決定規定等において、委員会決定に該当する請願について、速やかに当該請願があつた旨を委員会定例会に報告するものとする」とある。請願を教育委員会定例会に報告しなかつたのは、この「取扱要項」違反ではないか。

（回答）

質問3に対する回答のとおりです。

（所管 都立学校教育部高等学校教育課）

質問6（1）

「都教育委員会に提出される請願のうち、既に教育委員会で決定された基本方針等に基づく事項等については、規則や要綱等に基づき、当該事案に決定権限を有する者が適正に処理することとされている」と回答しているが、6校の夜間定時制の募集停

止は「既に教育委員会で決定された基本方針に基づく事項」には該当しない。昨年10月の教育委員会では「生徒募集を停止する予定の学校」として6校をあげ、募集停止を予告したにすぎない。にもかかわらず、募集停止という重大な事項を教育委員会定例会において報告・審議しなかったのは、教育委員会の側に瑕疵があるのではないか。また、「決定権限を有する者が適正に処理している」とあるが、「決定権限を有する者」とは誰のことを指すのか。

(回答)

6校の夜間定時制の募集停止については、その対象校だけでなく、具体的な時期とともに、「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」において明示しており、「既に教育委員会で決定された基本方針に基づく事項」に該当します。

また、本件請願について「決定権限を有する者」は、東京都教育庁高校改革推進担当部長です。

なお、「募集停止という重大な事項を教育委員会定例会において報告・審議しなかった」というご指摘についてですが、6校の夜間定時制の募集停止に関しては、令和7年10月23日教育委員会における議案「令和8年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」I 2(2)に明記し、付議しました。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)

質問6（2）

「昨年10月の教育委員会において決定した『都立高校におけるチャレンジサポートプラン』に基づく事項に該当するため、所管の部署において決定」したと回答しているが、「チャレンジサポートプラン」で決定したとはいえ、生徒募集するか否かは毎年10月の教育委員会において「東京都立高等学校等の第一学年募集人員等について」が決定されるのである。その教育委員会において募集停止に関わる請願が報告・審議されるのは当然のことではないか。

(回答)

質問3及び6（1）に対する回答のとおりです。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)

質問6（3）

請願について「本年7月末に回答している」と回答しているが、7月31日付けの回答は、私たちが6月9日付けで提出した「夜間定時制課程の募集停止に関する質問」に対する回答にすぎない。「請願に対する回答」は「令和8年度東京都率高等学校等の第一学年生徒募集人員等について」の議案を審議する教育委員会定例会において回答すべきではないか。教育委員会定例会に報告・審議もしていない内容を「請願の回答」とするのは教育委員会そのものを軽視するものではないか。

（回答）

本件請願については、令和7年7月31日付7教学高第1513号「請願について（回答）」により、ご提出者様へ回答いたしました。

なお、令和7年10月23日の教育委員会において報告等を行わなかった理由については、質問3に対する回答のとおりです。

（所管 都立学校教育部高等学校教育課）

質問6（4）

7月31日付けの回答を請願に対する回答だとしているが、その回答について、事前に教育委員会に報告してあるのか。教育長、教育委員は7月31日付けの回答内容を知っているのか。

（回答）

質問3に対する回答のとおりです。

（所管 都立学校教育部高等学校教育課）

質問7

9月5日に改革推進担当課長に対して「夜間定時制の存続を求める連絡会」からの手紙を教育長、教育委員に渡して欲しいと伝えた。課長は「検討する」と言って手紙を受け取ったが、実際には教育長、教育委員に手紙を渡さなかつたのか。もしも渡していなかつたならば、その理由は何か。

なお、2021年10月14日の定例会には「小山台高校定時制の廃校に反対する会」「東京都立立川高等学校芙蓉会（定時制等同会）、「立川高校定時制の廃校に反対する会」からの教育長宛ての手紙が定例会に報告されている。

(回答)

都教育委員会は、請願以外に提出等されたものについても、当該事項を所管する部署において内容を確認するとともに取扱いを検討し、必要に応じ、適宜関係者で共有しています。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)

質問8

私たちは、この10年間、夜間定時制の存続を求めて毎年のように請願署名を提出してきた。今年も2万5000筆を超える請願署名をしてきた。しかしながら、10月23日の教育委員会には請願署名の内容と署名数が報告されなかつた。請願に署名された一人ひとりの願いや意思を踏みにじるものではないのか。

(回答)

質問3に対する回答のとおりです。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)

質問9

10月23日の教育委員会定例会で「請願」が報告・審議されなかつたのは「東京都教育委員会請願処理規則」に違反している。再度、教育委員会定例会での審議のやり直しをすべきである。教育委員会としてどう考えるのか。

(回答)

質問3に対する回答のとおりです。

(所管 都立学校教育部高等学校教育課)